

議案第12号

教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規則中
改正について

教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規則の一部を改正
する規則を次のように定める。

令和4年3月3日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規則の
一部を改正する規則

教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規則（平成13年横
須賀市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3項の表支援教育課の項中「盲者等」を「視覚障害者等」に改め、同
表保健体育課の項中「昭和51年横須賀市規則第7号」を「昭和51年横須賀市教
育委員会規則第7号」に改め、同表第4項の表美術館運営課の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

横須賀美術館に関する事務の市長への移管等に伴い、所要の条文整理を行う
ため。

(標準処理期間等)

第2条 標準処理期間は、別表のとおりとする。

- 2 前項に規定する標準処理期間の算定については、申請が到達した日の翌日から起算して、当該申請に対する処分をする日までの日数(当該申請が到達した日に処分する場合は、即日)とする。
- 3 前項の算定においては、次に掲げる日数は算入しないものとする。
 - (1) 休日を定める条例(平成元年横須賀市条例第10号)第1条第1項に規定する本市の休日の日数
 - (2) 申請期間を定め、その期間内に申請のあったものを処分して処理する場合における当該申請期間の末日までの日数
 - (3) 申請書の不備等の理由により補正するために必要とする日数(申請者に照会し、及び申請者が審査に必要な新たな書類、資料等を添付するため必要とする日数を含む。)
 - (4) 申請者が自ら申請内容を変更するために必要とする日数
 - (5) 公聴会の開催等申請者以外の者の意見を聴くために必要とする日数

別表(第2条第1項関係)

1 共通事項

許認可等事務	根拠法令	標準処理期間
行政財産目的外使用許可	地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項	21日
行政財産目的外使用に係る使用料減免	財産条例(昭和39年横須賀市条例第27号)第10条第3項	21日

2 教育委員会事務局教育総務部

所管課名	許認可等事務	根拠法令	標準処理期間
生涯学習課	文化財の現状変更等の許可	文化財保護条例(昭和39年横須賀市条例第41号)第6条	90日
	文化財の市外搬出許可	同条例第6条	60日
	指定文化財等の所有者等に対する補助金の交付決定	同条例第8条第1項	60日
	万代会館の使用許可	万代会館条例(昭和55年横須賀市条例第22号)第6条第1項	即日
	万代会館使用における特別設備その他の付帯行為の承認	同条例第7条	即日
	万代会館の使用許可事項変更の承認	同条例第8条	即日
	万代会館の使用取消しの承認	同条例第8条	即日
学校管理課	学校施設の利用許可	横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(平成12年横須賀市教育委員会規則第8号)第27条	14日

3 教育委員会事務局学校教育部

所管課名	許認可等事務	根拠法令	標準処理期間
教育指導課	市立高等学校の授業料、入学検定料及び入学金の減免	市立学校の授業料等に関する条例(昭和32年横須賀市条例第19号)第4条	15日
	市立幼稚園の保育料及び入園料の減免	同条例第4条	15日
支援教育課	小学校等への就学義務の猶予又は免除	学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条	7日
	中学校等への就学義務の猶予又は免除	同法第18条	7日
	小学校又は中学校の学区指定変更の承認	学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第8条	7日
	小・中学校の区域外就学の承諾	同令第9条第1項	7日
視覚障害者等	盲者等の区域外就学の承諾	同令第17条	30日
	交通遺児奨学金の支給認定	交通遺児奨学金支給条例(昭和50年横須賀市条例第7号)第5条	7日
保健体育課	市立学校体育施設の利用許可	市立学校体育施設開放規則(昭和51年横須賀市規則第7号)第5条第1項	即日

視覚障害者等

教育委員会

4 教育機関

所管課等名	許認可等事務	根拠法令	標準処理期間
中央図書館	図書館カードの交付	図書館条例施行規則(昭和49年横須賀市教育委員会規則第6号)第2条第1項	即日
	団体貸出利用の承認	同規則第5条第1項	即日
	資料複写の承認	同規則第8条第1項	即日
	視聴覚資料の利用の承認	同規則第11条第1項	即日
	貸出禁止資料の貸出し許可	同規則第12条	即日
	寄贈資料の受入れ	同規則第15条第1項	即日
博物館運営課	寄贈資料の受入れ	博物館条例施行規則(昭和29年横須賀市教育委員会規則第5号)第3条第1項	15日
	資料複写の承認	同規則第5条第1項	即日
美術館運営課	特別利用の許可	美術館条例(平成18年横須賀市条例第35号)第6条第1項	15日
	特別利用料の減免	同条例第7条第3項	15日
	観覧料及び使用料の減免	同条例第5条第6項	15日